三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県南佐久郡南相木村字西栗尾四九五四の一、字赤づら五〇八九の一五、字唐沢五一六八の一、五一六八の五から五一六八の七まで、五一六八の一二、五一六八の一六、五一六八の二〇、字唐沢向山五一七二の一、五一七二の三、字落合五一九三の一、五一九三の五、字火打石六〇七五の一、六〇七五の二、字二ツ橋六〇七七の五、六〇七九、字板小屋六〇九七の二から六〇九七の四まで、六〇九七の七から六〇九七の一三まで、字ノク井六〇九八の二から六〇九八の四まで、字弥五平六一〇一の三、六一〇一の五から六一〇一の一六まで、字アク石六一〇八の三、六一〇八の四、六一〇八の六、六一〇八の七、字サブイ六一〇九の四、六一〇九の五、六一〇九の七から六一〇九の一一まで、字サワマタ六一一〇の三、六一一〇の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県東筑摩郡朝日村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
朝日村（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県東筑摩郡筑北村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
筑北村（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県中野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下高井郡木島平村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県木曽郡南木曽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
南木曽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南木曽町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)